イマドキの改憲 8

自民党草案を考える

明日の自由を守る若手弁護士の会
共同代表・黒澤いつき

緊急条項は憲法の自爆装置

国家緊急権という言葉をご存じですか？　国によって「非常事態宣言」や「戒厳令」などの名前で導入されている制度です。おおざっぱに定義すれば、「戦争・内戦・大災害など、およそ通常の統治システムでは対処できないほどの国家の存立がかかった非常事態において、立憲体制（人権保障・権力分立）を一時停止させ、権力を集中させて措置をとる権限」です。

服従

かつて、大日本帝国憲法下には三つの国家緊急権が定められ、中でも緊急勅令という制度が乱用され、そのたびに国民の人権弾圧や強引な立法がなされました。また、戦前のドイツではワイマール憲法に大統領緊急令という制度があり、ナチスがこれを乱用して独裁体制を完成させました。

このように、権力による乱用の危険があまりにも大きい国家緊急権は、日本国憲法にはありません。これは憲法制定にあたって、帝国議会が議論の果てに「必要ない」と判断したためです。当時の内閣法制局も、その乱用されやすさを指摘した上で、新憲法は「民主政治の本義に徹し」「立憲的に、万事を措置するの方針をとっている」と解説しています。戦前の独裁や全体主義への反省が見てとれます。

ところが、自民党は改憲草案で「緊急事態条項」という名前で国家緊急権を導入しようとしています（98条、99条）。内閣の一存で宣言でき、それにより内閣が立法権と同じ権能を持つ、というのです。また、こうした内閣の強大な権限行使は「人権への配慮」をすればよいものの、人権制約を禁止されてはいません。さらに、国民の服従義務までもが定められています。

自民党は、災害対策やテロ対策を名目にこの制度を提案していますが、大災害時には権限を現場に降ろすことこそが大事なのであり、現場を知らない政府に権限を集中させれば混乱を招くだけだと、私たちは大震災を経た今、痛いほど学んでいます。また、災害時の法整備は、すでにどの国よりもきめ細やかに整備されています。

口実

テロ対策というのも口実でしかありません。テロリストの目的は社会の混乱です。テロが起きて「通常の統治システムでは対処できない！」と動揺して憲法を停止させたら、それはテロの成功です。テロごときで我が国は動揺しない、と冷静に対処するのが肝要です。テロ対策がどうしても必要だというのであれば、刑事法の改正で対応できる話です。憲法の停止で対処するような話ではありません。

国家緊急権は、いわば、憲法の自爆装置です。不安にあおられることなく、正確な知識を持って、こんな制度は不要である、と反対していかなければなりません。　（つづく）